

# 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正(案)のポイント

## 経緯・趣旨

中小事業者の取引条件の改善を図る観点から、下請法・独占禁止法の一層の運用強化に向けた取組を進めることとし、その取組の一環として、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正し、親事業者による違反行為事例等を追加

## 改正のポイント

### 違反行為事例の追加:現行66事例から134事例に大幅増加

- 公正取引委員会による勧告・指導の中で、繰り返し見受けられた行為、事業者が問題ないと認識しやすい行為等を追加
  - ・支払制度の不備による「支払遅延」
  - ・取引先の都合による「受領拒否」
- 中小企業庁等と共同で実施した大企業ヒアリングで得られた情報等を基に追加
  - ・合理性のない定期的な原価低減要請による「買ったたき」
  - ・型・治具の無償保管の要請（不当な経済上の利益の提供要請）

### 特に留意を要する違反行為の追加

- 違反行為の未然防止等の観点から、特に留意を要する違反行為を追加
  - ・改定後の新単価を遡及適用する場合の「減額」
  - ・検査を省略する場合の「返品」

### 下請法の対象となる取引例の追加

- 事業者が下請法の対象となる取引でないと誤認しやすい取引の例を追加
  - ・建設業者が施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建設設計業者に委託する場合（情報成果物作成委託）

### 違反行為事例の取引類型別の分類・見出しの付与

- 違反行為事例を「製造委託・修理委託」、「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」の3つの類型に分類
- 違反行為事例に見出しを付与

親事業者による違反行為の未然防止、事業者からの違反行為に係る情報が提供されやすくなるなど下請法の一層の運用強化

# 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正(案)のポイント

## 主な追加事例

違反行為事例数を従来の66事例から134事例に大幅増加

### 支払遅延

#### 【支払制度に起因する支払遅延】

親事業者は、自動車部品の製造を下請事業者に委託しているところ、毎月25日納品締切、翌々月5日支払の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。

### 減額

#### 【下請代金の額から一定額を差し引くことによる減額】

コンビニエンスストア本部である親事業者は、消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、店舗において値引きセールを実施することを理由に、下請代金から一定額を差し引いて支払った。

### 買ったとき

#### 【量産品と同単価での補給品の発注】

親事業者は、下請事業者に製造を委託している部品について、量産が終了し、補給品としてわずかに発注するだけで発注数量が現状大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

#### 【合理性のない定期的な原価低減要請】

親事業者は、親事業者の取引先と協議して定めた「〇年後までに製品コスト〇%減」という自己の目標を達成するために、部品の製造を委託している下請事業者に対して、半年毎に加工費の〇%の原価低減を要求し、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

### 購入・利用強制

#### 【自社製品等の購入強制】

親事業者は、冠婚葬祭式の施行に係る司会進行等の実施を委託している下請事業者に対して、委託内容と直接関係ないにもかかわらず、支配人又は発注担当者から、おせち料理、ディナーショーチケット等の物品の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入させた。

### 不当な経済上の利益の提供要請

#### 【型・治具の無償保管要請】

親事業者は、量産終了から一定期間が経過した下請事業者が所有する金型、木型等の型について、機械部品の製造を委託している下請事業者から破棄の申請を受けたところ、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。

#### 【労務の提供要請】

親事業者は、貨物運送を委託している下請事業者に対し、当該下請事業者に委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせた。

### 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

#### 【取引先の都合を理由とした発注内容の変更・やり直し】

親事業者は、既に一定の仕様を示して下請事業者にソフトウェアの開発を委託していたが、最終ユーザーとの打ち合わせの結果仕様が変更されたとして途中で仕様を変更し、このため下請事業者が当初の指示に基づいて行っていた作業が無駄になったが、当初の仕様に基づいて行われた作業は納入されたソフトウェアとは関係がないとして当該作業に要した費用を負担しなかった。